

小金井市立公園等・環境楽習館  
指定管理者募集要項

令和5年4月

小金井市環境部環境政策課

## 目 次

1	公募の趣旨	1
2	本市が市立公園等及び環境楽習館に期待する役割	2
3	管理の対象	4
4	指定管理者の業務範囲	5
5	指定期間	6
6	指定管理業務に関する経費	6
7	市と指定管理者のリスク分担	8
8	責任者の指定	12
9	参加資格・条件	13
10	参加の手続きスケジュール	14
11	公募説明会の開催	14
12	募集に関する質問（第1回）の受付	15
13	参加資格審査書類の提出	15
14	参加資格審査結果	17
15	募集に関する質問（第2回）の受付	17
16	1次審査書類の提出	17
17	選定方法	19
18	1次審査の方法及び結果通知	19
19	2次審査の方法及び結果通知	20
20	協定の締結	21
21	留意事項	22
22	選定委員等との接触禁止	23
23	問合せ先	23

## 1 公募の趣旨

### (1) 市立公園及び滄浪泉園緑地

小金井市内には222の市立公園及び滄浪泉園緑地（以下「市立公園等」という。）が設置されており、市職員及び委託事業者により維持管理を行っている。しかし、半数以上が宅地開発等による小さな提供公園であるため、低未利用となることが多く、これらの市立公園の活用が課題となっている。そのため、公共施設としてあらゆる方法での活用が求められている。

また、市立公園は、散歩や運動の場、子どもの遊び場、地域交流の場及び火災時の延焼防止等の多様な機能を有しており、地域の魅力向上に資する有効な公共施設であるため、本市では、「小金井市公園等整備基本方針」（平成31年3月策定）を策定し、「公園の質の向上」を基本方針として定めている。

そこで、公園の適切な維持管理、低未利用公園の活用、にぎわいの創出、市民ボランティアとの協働の推進及び新たな市民サービスの提供など、公園の質の向上を図るため、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号。以下「指定手続条例」という。）に基づき、市立公園等の管理業務を行う指定管理者の募集を行うものである。

### (2) 環境楽習館

環境楽習館は、地域から地球温暖化を防止すること、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制すること及び環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的に平成24年度に設置した施設である。

施設にエアコンを配備していないことから、極暑期である8月は開館できない状況であることと極寒期の利用者への配慮が課題となっている。

また、施設の利用範囲を環境関連の活動、学習等と規定していることから、利用率が低いことが課題となっている。

そのため、年間を通じて安定して利用できる施設とするため、市の負担によりエアコン等の必要な整備及び施設の利用範囲を再構築する等、通年の開館及び多様な団体・市民の利用を可能とすることを想定している。

さらに、民間事業者のノウハウを活かし、にぎわいの創出、利便性の向上、滄浪泉園緑地との一体利用により、利用の促進を図り、環境啓発の機運を醸成するため、指定手続条例に基づき、環境楽習館の管理業務を行う指定管理者の募集を行うものである。

(3) その他

本要項は、募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別添「小金井市立公園等・環境楽習館指定管理業務仕様書」及び「小金井市立公園等・環境楽習館管理運営業務水準書」（以下「仕様書」という。）等を参照すること。

2 本市が市立公園等及び環境楽習館に期待する役割

(1) 市立公園等

市立公園等は、子ども、若者、子育て中の方、障がい者、外国人及び高齢者など、気軽に集い、交わり、公園利用者同士がつながり合うことのできる場として、「みんなの居場所」であり続けることが期待されている。

特に、障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子（以下「あらゆる子ども」という。）が、個人の特性や背景などの違いに関わらず、共に遊び、育ち合えるインクルーシブ（※）な遊び場づくりを市全体に広げることで、障がい者及び外国人の理解促進につなげ、誰もが心豊かに自分らしく暮らせるまちづくりを推進することが重要である。

誰ひとり取り残すことない共生社会の実現に寄与する場所であるという基本的な考えを前提とし、以下に掲げる役割を期待する。

（※） インクルーシブとは、包括的を意味する英単語であり、障がいの有無、国籍、民族、人種、出身地、性別、社会的地位等により排除されることなく、あらゆる人々が共に享受する様を表した言葉

ア 都市環境の保全及び都市景観の確保

みどりの保全及び緑化の推進により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した地域から親しまれる都市景観をつくる。

イ 環境教育の場としての活用

豊かなみどり及び生きものなどに気軽に日常的に触れ合える環境教育や情操教育につながる場を提供する。

ウ 防災及び安全性の確保

市街地の中の貴重なオープンスペースとして、自然災害発生時に担う役割も重要であることから、日常的に子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる場を提供する。

エ 子どもの居場所と交流の場の確保

子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える子育てに優しいまちづくりの推進のため、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、子育て家庭が地域と交流し、つながり合うことのできる場を提供する。

また、子どもたちが様々な体験を通して、楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場を提供する。

オ 健康増進できる場の確保

日常的に散歩や運動などの健康づくりができる場を提供する。

カ 共生社会の実現につながる場の確保

あらゆる子どもが共に遊べるインクルーシブデザインに配慮した遊び場を提供する。

キ 農にふれあう場の確保

農や食に関連する様々なイベントや公園内に市が設置を検討している菜園で交流する機会を通じて、身近に農を体験できる場を提供する。

(2) 環境楽習館

本市は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、令和4年1月に「小金井市気候非常事態宣言」を発出している。

環境問題は地域で暮らす全ての人に関わるものであることから、環境楽習館は、子ども、若者、子育て中の方、障がい者、外国人、高齢者などが気軽に集う「みんなの居場所」であり続けることが期待されている。

また、世界的な「気候危機」を自らの問題として認識できる環境教育や環境啓発の場として、環境啓発等を通じた市民コミュニティの醸成に寄与する場であるという基本的な考え方を前提とし、以下に掲げる役割を期待する。

ア 環境啓発の場の確保

地域の環境情報や地球温暖化に関する情報、環境に係る市民団体や教育機関の情報を整理し、市民が気軽に環境に関する情報に触れることができるとともに、新たな交流や環境活動の広がりへのきっかけとなる場を提供する。

イ 環境教育の場の確保

大人だけでなく幼い頃から環境への意識を醸成するため、ものづくり等の体験や勉強会等の学びを通じて、日常生活の中で環境に配慮した行動の実践を促す場を提供する。

ウ 施設の有する機能の活用

(7) 断熱機能、太陽光発電、小屋裏通風扉、猛暑日ファン等施設が有する環境に配慮した設備、また、キッチン等の日常的に使用する設備を活かした節水や省エネ行動についての情報提供を行い、来館者が日常生活の中で環境について考えるきっかけを作る場を提供する。

(8) 館外のビオトープに生息する水生生物や植物、敷地内の樹木といっ

た身近な自然と触れ合える場を提供する。

#### エ 子どもの居場所の確保

子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える子育てに優しいまちづくりの推進のため、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながり合うことのできる場を提供する。

また、子どもたちが様々な体験を通して、楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場を提供する。

#### オ 交流の場の確保

(7) 地域で暮らすあらゆる立場の市民が、環境教育、環境学習、環境啓発、環境活動等の環境という共通のテーマについて学び、考え、行動、交流することで多様な人同士が結びつき、つながる場を提供する。

(8) キッチン設備を活用したイベントを実施することにより、交流の場を提供する。

なお、イベントは広い意味で環境と捉えられるものとし、幅広く誰でも集い、環境楽習館の存在を知っていただくことで、活動の輪が広がることを期待するものである。

#### カ 農にふれあう場の確保

地場野菜や果物等を使った料理を提供する機会を通じて、身近に農を体験できる場を提供する。

### 3 管理の対象

#### (1) 市立公園等

222の市立公園及び滄浪泉園緑地（詳細は、「別紙1：小金井市立公園・滄浪泉園緑地の一覧」参照）

#### ※ 管理対象公園の増減について

令和5年4月1日時点では「別紙1：小金井市立公園・滄浪泉園緑地の一覧」に掲載されていないが、小金井市宅地開発等指導要綱（平成19年2月1日制定）に基づき、市が公園の提供を受けた場合は、管理対象となる公園の増加が見込まれる。

また、小金井市立公園整備優先順位の評価に関する要綱（令和2年要綱第76号）に基づき、整備の優先順位の低いD評価に位置付けられている公園について、小金井市都市公園以外の公園の用途廃止等事務処理要領（令和元年要領第10号）に基づき、用途廃止等により、管理対象となっている公園の減少も見込まれる。

なお、管理対象公園の増減による指定管理委託料についての協議は別

途行うものとする。

(2) 環境楽習館

住 所	小金井市貫井南町三丁目 2 番 1 6 号
建築年月日	平成 2 3 年 9 月 1 6 日
延べ床面積	1 2 0 . 7 9 m <sup>2</sup>
構造	木造
施設の現状	屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、 機械設備は、一部を除き概ね良好。
休館日	火曜日 1 2 月 2 8 日から 1 月 4 日まで
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで
キッチンの機能	・業務用ガスコンロ（3 口） ・業務用ガスオーブン

4 指定管理者の業務範囲（詳細は、別添「仕様書」参照）

(1) 市立公園等

- ア 市立公園等の管理運営に関する業務
- イ 市立公園等の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 市立公園等の利用を制限し、又は禁止をする業務
- エ 市立公園等の使用許可又は使用承認に関する業務
- オ 市立公園等利用者への案内及び要望・苦情への対応
- カ 市民やボランティア等との協働事業の推進
- キ 自主事業
- ク 事業のモニタリング
- ケ 公園施設の設置・管理運営
- コ その他市長が特に必要と認める事業  
(例：滄浪泉園緑地周年事業の協力、市立小学校の環境教育支援事業の  
協力、他自治体の視察の受け入れ等)

(2) 環境楽習館

- ア 環境楽習館の管理運営に関する事業
- イ 環境楽習館の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 環境楽習館の集会室の使用承認等に関する業務

- エ 環境楽習館利用者への案内及び要望・苦情への対応
- オ 環境啓発に関する事業
- カ 市民やボランティア等との協働事業の推進
- キ 自主事業
- ク 事業のモニタリング
- ケ その他市長が特に必要と認める事業

## 5 指定期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

### ※ 公募によらない選定について

指定管理者のモニタリング結果等を踏まえ、小金井市立公園等指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が令和6年度から令和8年度までの3年間を通じて適正と認め、かつ、指定管理者が、当該指定期間の終了後も引き続き本事業の実施を希望する場合については、市は一度に限り、指定管理者選定委員会の意見を聴いた上で、当該指定管理者を公募によらない候補者として再度5年間（令和11年4月1日から令和16年3月31日まで）選定することができるものとする。ただし、1年目から3年目まで（令和6年度から令和8年度）のうち1か年以上最低評価となった指定管理者にあつては、次期指定管理者の参加資格（本事業に限る。）を与えないこととする。なお、4年目及び5年目（令和9年度及び令和10年度）に1か年以上最低評価となった場合で、かつ、評価委員会において、令和6年度から令和10年度までの5年間を通じて適正と認められない場合は、次期指定管理者として既に指定した場合であっても、指定管理者選定委員会の意見を聴いた上で、別途協議するものとする。

また、指定期間内であっても、指定手続条例第13条に基づく取り消し事由等に相当する事実が認められた場合は、指定管理者の指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることがある。

## 6 指定管理業務に関する経費

指定管理業務に関わる全ての経費は、市が支払う指定管理委託料のほか、事業収入（自主事業収入、共催事業収入）及びその他の収入をもって充てるものとする。

### (1) 市が支払う指定管理委託料の内容

指定管理委託料の上限額は5年間総額719,930千円とし、指定管理者から提出される事業計画書及び収支計画書を基に、協議の上で決定す

る。

(単位：千円)

	市立公園等	環境楽習館	小計
令和6年度	137,849	5,337	143,186
令和7年度	138,130	5,399	143,529
令和8年度	138,490	5,471	143,961
令和9年度	138,857	5,545	144,402
令和10年度	139,231	5,621	144,852
<b>5年間合計</b>	<b>692,557</b>	<b>27,373</b>	<b>719,930</b>

なお、管理対象公園の増減による指定管理委託料については以下の考え方に基づいて協議するものとする。

対象公園増加の場合	都市計画公園の用地取得及び指定開発事業による対象公園の増は、原則、前年度より協議、調整を進めるため、指定管理者等からの見積りを参考に、協議の上、年度協定額を増額する。
対象公園減少の場合	用途の変更及び売却等による対象公園の減は、原則、前年度より協議、調整を進めるため、指定管理者と協議の上、年度協定額を減額する。

## (2) 経費の支払い

初年度の指定管理委託料については、指定管理者が公募時に提案した事業計画書及び収支計画書に示された額を基本とする。ただし、選定後に行った協議の結果、やむを得ず事業の内容を修正する必要がある場合は、その内容に応じて指定管理委託料を修正し金額を確定する。

## (3) 指定管理委託料の精算

指定管理者が、民間事業者のノウハウを最大限に活かし、主体的にサービス水準を維持・向上させていくためには、指定管理者が経営努力により生み出した経費節減額を、指定管理者の利潤として認めていくことが質の高い施設運営を図る上では必要である。ただし、市が示した水準を下回ることなく、指定管理業務を確実に実施する中で、指定管理委託料の積算当時に想定できなかった制度変更等、指定管理者の経営努力によらない事由により、指定管理委託料の執行残額が生じる可能性も想定される。このような経営努力によらずに執行残額が生じる性質の経費等について、精算をしないことが不合理である場合は、原則精算することとし、精算を要する

経費の具体例は次に掲げるとおりとする。

なお、指定管理委託料の精算方法については、基本協定書及び年度協定書等で明確に定めるものとし、指定管理者の運営に起因して利用料金収入や自主事業に不足が生じた場合には補てんは行わない。

ア 指定管理者の不履行が、差分収入につながってしまうもの（例：修繕費、法定点検費等）

イ 指定管理委託料積算時と、計画・予定・制度等が変更となり、指定管理者の負担額が変動するもの（例：人件費、光熱水費等）

#### (4) 区分会計の独立

指定管理者は、指定管理業務実施に係る経理事務を行うに当たり、団体自体と独立した企業会計とし、会計帳簿書類、経理規定を分離して設け、市等の要求がある場合は、経理書類及び決算書を開示しなければならない。

また、当該業務に関しての監査業務が受けられる体制を整えなければならない。

#### (5) 管理口座

指定管理業務に関連する出入金の管理は、団体自体の金融機関口座とは別の口座により独立して管理すること。別口座での管理が困難な場合は、出入金の管理を明確に説明できる別途書類等を市に提出すること。

#### (6) インボイス制度の対応

利用料金を徴収する際は、指定管理者が当該利用料金に対応するインボイスを利用者に対して発行するなど適切に対応すること。

### 7 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、リスク分担表のとおりとする。

ただし、リスク分担表に定める事項に疑義のある場合又はリスク分担表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

リスク分担表（○：主負担、△：従負担）

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者		
		市	指定 管理者	協議
事業計画変更の リスク	市の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	○		
	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○	
書類関連リスク	募集要項、仕様書及び協定書等の誤	○		

		りによるもの。なお、協定締結後の協定内容に記載がない事項は双方協議とする。			
制度関連リスク	法令の変更リスク	当該事業に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○		
		上記以外の法令の新設・変更によるもの			○
	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（市が申請を行うもの）	○		
		許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）		○	
	税制度リスク	当該事業に関する新税の成立、税率の変更	○		
		法人税の変更に関するもの		○	
年度協定締結後の消費税の変更に関するもの				○	
社会リスク	住民対応リスク	対象施設の維持管理及び運営（指定管理者の業務範囲とされているものに限る。）に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの		○	
		上記以外の当該事業に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○		
	環境問題リスク	指定管理者の帰責事由による騒音、振動等の発生等に関するもの		○	
		上記以外の事由による環境問題の発生等に関するもの	○		
	第三者賠償リスク	指定管理者の帰責事由による事故等の発生に関するもの		○	
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による事故等の発生に関するもの	○		
不可抗力リスク		戦争、暴動、自然災害、感染症のまん延その他やむを得ない理由による事業計画・内容の変更、事業の延	○	△ ※1	

	期、不能等によるもの			
物価リスク	物価変動に関するもの	△ ※2	○	
金利リスク	金利変動に関するもの		○	
指定取消しリスク	指定管理者の帰責事由による指定取消しに関するもの		○	
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による指定の取消しに関するもの	○		

※1 不可抗力リスクについては、原則として市がリスク負担することとするが、損害を最小限に留める必要性等の観点から、指定管理者の帰責事由による二次被害の発生又は被害の拡大により生じた損害又は増加費用の一部について、指定管理者に負担を求める場合には、その都度、協議により負担割合等を決定する。

※2 物価変動リスクについては、大幅な物価変動（ハイパーインフレなど）があった場合には、市と指定管理者との協議により、費用を変更する。

（協定締結前段階）

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者		
		市	指定管理者	協議
参加リスク	参加費用の負担に関するもの		○	
協定締結リスク	市の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○		
	指定管理者の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの		○	
	上記以外の事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要することによるもの			○
指定処分リスク	市が指定処分をしない又は指定手続に長期間を要すること等によるもの	○		

## (維持管理・運営段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者			
		市	指定 管理者	協議	
債務不履行リスク	市の帰責事由により協定内容に対する不履行に関するもの	○			
	指定管理者の帰責事由により協定内容に対する不履行に関するもの		○		
維持管理・運営開始の遅延リスク	指定管理者の帰責事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○		
	上記以外の事由（不可抗力は除く。）による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○			
要求性能リスク	要求性能等の未達、不適合等によるもの。		○		
	市の指示による要求性能等の変更等に関するもの	○			
施設瑕疵リスク	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○			
施設 損傷 リスク	施設劣化リスク	指定管理者の帰責事由（適切な維持管理・運営業務を実施しなかったこと等）による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの		○	
		上記以外の事由（※1 不可抗力は除く。）による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの	○		
	施設損傷リスク	指定管理者の帰責事由による施設、設備等の損傷に関するもの		○	
		上記以外の事由（※1 不可抗力は除く。）による施設、設備等の損傷によるもの	○		
備品リスク	市の備品に関するもの	○	△ ※2		
	上記以外の備品に関するもの		○		
需要リスク	利用者の減少に関するもの		○		

利用料金リスク	利用料金の上限額の変更に関するもの	○		
	利用料金変更の不承認に関するもの		○	
	利用料金の徴収に関するもの		○	
	利用料金の減免に関するもの		○	
警備リスク	警備不備による犯罪発生等		○	
情報漏洩リスク	指定管理者の帰責事由による情報漏洩		○	

※1 「施設劣化リスク」「施設損傷リスク」にある「不可抗力は除く。」とは、特別の事情を想定し、どの範囲までをリスク分担するかはケースバイケースを意味するもので、このリスク分担表ではどちらにも属さないリスクとする。

※2 指定管理者の故意又は過失による破損は指定管理者の負担とする。

(事業終了段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者		
		市	指定管理者	協議
終了手続きリスク	市又は次期指定管理者への引継ぎその他の指定管理業務の終了に伴う諸手続及びその費用の負担に関するもの		○	

## 8 責任者の指定

### (1) 総括責任者及び現場責任者

指定管理者は、本事業を適切に実施するため、指定管理者制度に見識を有するとともに市立公園等及び環境楽習館（以下「両施設」という。）の管理能力を備える総括責任者（管理所長に相当する職。常駐、非常駐を問わない。）及び現場責任者（常駐）をそれぞれ1名指定すること。総括責任者又は現場責任者のいずれかは、公園管理運営士等の資格を有し、公園の指定管理業務経験等（年数問わない）を有している者を環境楽習館に配置するものとする。なお、総括責任者は、現在、本事業以外で請け負っている業務を兼務することも妨げないものとする。

### (2) 市民協働担当者

指定管理者は、両施設の維持管理・運営及び自主事業を行う上で、市民

協働の積極的な推進が重要であり、その推進に当たり、市民協働の経験とノウハウを持った者（特に両施設の特徴・特色を十分理解し、魅力向上のためのコーディネート能力を有する者）を環境楽習館に配置するものとする。

なお、市民協働担当者は、現場責任者を兼ねることができる。

## 9 参加資格・条件

### (1) 資格要件

本募集へ参加するための資格要件は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。なお、協定締結までの期間に要件を満たせなくなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとする。

ア 法人その他の団体等であること（法人格の有無は問わない。）。ただし、個人では参加できないものとする。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 指定手続条例第3条第2項に掲げる者でないこと。

エ 直近2年間の法人税、消費税、法人事業税及び地方消費税を滞納している団体でないこと。

オ 参加時点において、国、都道府県又は区市町村から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は更生手続きをしている団体でないこと。

キ 本指定管理者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体でないこと。

ク 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日制定）の別表に該当しないこと。

### (2) 複数団体による参加

単一の団体では業務を担えない場合には、適正に業務を遂行できる複数団体で構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）で参加することができる。

ア 共同事業体の中から代表団体を定めること。（他の団体は構成団体とする。）

イ 代表団体、構成団体とも、上記(1)の資格要件を満たすこと。

ウ 代表団体は業務の遂行に責任を持たなければならない。

エ 指定管理者指定申請書は代表団体が提出すること。

オ 単独で参加した法人は、他の共同事業体の構成団体となることはできない。

カ 複数の共同事業体の構成団体になることはできない。

キ 共同事業体の変更は、市が特に理由があると認められる場合以外には認めない。

#### 10 参加の手続きスケジュール

(1)	募集要項の公表	令和5年4月13日(木)
(2)	公募説明会申込期間	令和5年4月13日(木) ～ 4月21日(金) 正午まで
(3)	公募説明会の開催	令和5年4月24日(月)
(4)	質問(第1回)の受付期間	令和5年4月13日(木) ～ 4月28日(金) 午後5時まで
(5)	質問(第1回)の回答公表	令和5年5月12日(金)
(6)	参加資格審査書類締め切り	令和5年5月19日(金) 午後5時まで
(7)	参加資格審査結果通知	令和5年5月26日(金)
(8)	質問(第2回)の受付期間	令和5年5月26日(金) ～ 6月2日(金) 午後5時まで
(9)	質問(第2回)の回答公表	令和5年6月23日(金)
(10)	1次審査書類受付期間	令和5年5月26日(金) ～ 6月30日(金) 午後5時まで
(11)	1次審査(指定管理者選定委員会による書類審査)	令和5年7月18日(火)
(12)	1次審査結果通知・2次審査案内通知	令和5年7月20日(木)
(13)	2次審査(指定管理者選定委員会によるプレゼンテーション審査)	令和5年7月26日(水)
(14)	指定管理者指定候補決定通知	令和5年8月9日(水)
(15)	指定管理者指定議決	令和5年10月上旬
(16)	指定管理者指定告示	令和5年10月20日(金)
(17)	協定の締結	令和5年11月上旬
(18)	指定管理業務の開始	令和6年4月1日

#### 11 公募説明会の開催

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。参加予定団体は必ず出席するものとし、出席しない団体からの申請は受け付けないものとする。説

明会の参加に当たり、募集要項や関係書類は、市ホームページからダウンロードの上、持参すること。なお、参加団体数により、開催時間、開催場所及び開催方法を変更する場合がある。変更する場合は、別途、市が参加団体に連絡するものとする。

- (1) 公募説明会開催日時  
令和5年4月24日（月）午後2時から午後4時まで
- (2) 公募説明会開催場所  
小金井市環境楽習館
- (3) 公募説明会の申し込み方法  
令和5年4月21日（金）正午まで市ホームページの申込フォームより申し込むこと。

## 12 募集に関する質問（第1回）の受付

市ホームページの質問フォームに必要事項を記入の上、送信すること。電話、電子メール、FAX及び来庁による質問は受け付けない。

なお、質問に対する回答は、公正を保つために全ての質問（原則として原文）及び回答を公表する。回答内容によっては、本募集要項の追加又は修正として扱う。

- (1) 質問（第1回）受付期間  
令和5年4月13日（木）から4月28日（金）午後5時まで
- (2) 回答公表  
令和5年5月12日（金）に市ホームページにて公表する。

## 13 参加資格審査書類の提出

### (1) 提出書類

No.	様式 番号等	提出書類の名称	正本	副本
①	市指定様式	指定管理者指定申請書 (指定手続条例様式第1号)	○	—
②	様式1	共同事業体結成協定書兼委任状 ※共同事業体での参加の場合のみ提出	○	—
③	様式2	指定管理者指定申請に関する誓約書	○	—
④	様式3	重大な事故又は不祥事に関する報告書	○	○
⑤	任意様式	全ての団体（共同事業体の場合は、代表団体だけでなく、構成団体も）の概要が分かる書類（沿革、代表者の履歴書、役員構成	○	○

		及び従業員数、事業概要、指定管理者実績等（会社案内パンフレット等でも可）		
⑥	任意様式	指定管理業務分担一覧表 ※共同事業体での参加の場合のみ提出	○	○
⑦	任意様式	全ての団体（共同事業体の場合は、代表団体だけでなく、構成団体も）の定款、寄附行為、規則その他これらに相当する書類	○	○
⑧	任意様式	全ての団体（共同事業体の場合は、代表団体だけでなく、構成団体も含む）の財務諸表又はこれらに類するもの（直近3年間） ・損益計算書（活動計算書） ・株主資本等変動計算書 ・貸借対照表等 ・決算報告書又は決算見込を説明する書類	○	○
⑨	各種証明書	全ての団体（共同事業体の場合は、代表団体だけでなく、構成団体も）の会社・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書。申請日前3か月以内のもの）	○	—
⑩	各種証明書	全ての団体（共同事業体の場合は、代表団体だけでなく、構成団体も含む）の法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近2年分）	○	—
⑪	各種証明書	申請団体の印鑑証明書（申請日前3か月以内のもの、共同事業体の場合は、代表団体のもの）	○	—

(2) 提出部数

13部（【正本】記名1部、【副本】無記名（複写可）12部）

※副本は審査で使用するため、申請団体名（共同事業体の場合は、代表団体名及び構成団体名）及び申請団体が特定できるロゴマーク等を消すか、必要に応じて黒塗り処理すること。

(3) 提出期限

令和5年5月19日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

提出書類は、紙ベース及び電子データ（正本データをPDF形式にしてCD-ROM等に格納したもの）を直接窓口へ持参により提出すること。  
なお、紙ベースの提出書類は、ファイル綴じで提案内容ごとにインデッ

クスを付した上で提出すること。

※ 提出期限までに提出書類の提出がない場合は、本募集への参加の意思がないものとみなす。

(5) 提出先

「23 問合せ先」のとおり

(6) 提出書類の公開について

提出書類は、市の情報公開制度に基づき、事業者名等を黒塗りにして、公開する場合がある。

14 参加資格審査結果

(1) 審査結果通知日

令和5年5月26日（金）

(2) 通知方法

全者に電話及び文書にて通知する。

(3) 審査結果の説明

参加資格審査通過者に選考されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選考されなかった理由の説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

15 募集に関する質問（第2回）の受付

市ホームページの質問フォームに必要事項を記入の上、送信すること。電話、電子メール、FAX及び来庁による質問は受け付けない。

なお、質問に対する回答は、公正を保つために全ての質問（原則として原文）及び回答を公表する。回答内容によっては、本募集要項の追加又は修正として扱う。

(1) 質問（第2回）受付期間

令和5年5月26日（金）から6月2日（金）午後5時まで

(2) 回答公表

令和5年6月23日（金）に市ホームページにて公表する。

16 1次審査書類の提出

参加資格審査通過者は、次に掲げるとおり、1次審査書類を提出するものとする。

## (1) 提出書類

No.	様式 番号等	提出書類の名称	正本	副本
①	任意様式	事業計画書（提案書） ※「事業計画書（提案書）記載要領」を参照 して記入すること	○	○
②	様式4	自主事業等提案書（総括表）	○	○
③	様式5	自主事業等提案書（個表）	○	○
④	様式6	人員配置計画書	○	○
⑤	様式7	収支計画書（総括表）	○	○
⑥	様式8	収支計画書（年度別）	○	○
⑦	様式9	公園施設又は類似施設の管理業務実績	○	○
⑧	任意様式	従事者体制図及び想定シフト表	○	○
⑨	任意様式	滄浪泉園緑地及び環境楽習館の一体的な活用 を図る提案書・見積書	○	○
⑩	任意様式	資格証明書【職員に資格要件を求めている場 合】	○	○
⑪	任意様式	危機管理マニュアル等に関する書類（火災、 地震、緊急事故発生時における対応及び体 制）	○	○
⑫	任意様式	コンプライアンスの方針に関する書類（個人 情報の管理体制、コンプライアンスに関する 基準・マニュアル、情報漏洩時の対応、情報 セキュリティ対策等）	○	○
⑬	任意様式	個人情報の保護に関する書類【プライバシ ーマーク又はプライバシーポリシーを有する場 合】	○	○
⑭	任意様式	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する 書類【女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に基づく認定（えるぼし認定企 業）や次世代育成支援対策推進法に基づく認 定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認 定企業）等を受けている場合】	○	○
⑮	任意様式	環境マネジメントに関する書類【エコアクシ ョン21及びISO14001等の環境マネジメ ントシステム（EMS）を有する場合】	○	○

⑩	任意様式	公園施設の設置管理許可制度の活用に関する 提案書	○	○
---	------	-----------------------------	---	---

(2) 提出部数

1 3 部（【正本】記名 1 部、【副本】無記名（複写可） 1 2 部）

※ 副本は 1 次審査で使用するため、申請団体名（共同事業体の場合は、代表団体名及び構成団体名）及び申請団体が特定できるロゴマーク等を消すか、必要に応じて黒塗り処理すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 6 月 3 0 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出方法

提出書類は、紙ベース及び電子データ（正本データを P D F 形式（事業計画書（提案書）及び様式 4 ～ 9 はワード又はエクセル形式等）にして C D - R O M 等に格納したもの）を直接窓口へ持参により提出すること。

なお、紙ベースの提出書類は、ファイル綴じで提案内容ごとにインデックスを付した上で提出すること。

※ 提出期限までに提出書類の提出がない場合は、本募集への参加の意思がないものとみなす。

(5) 提出先

「23 問合せ先」のとおり

17 選定方法

指定管理者選定委員会の審査を経て、市が最も適当と認める団体を指定管理者候補（以下「候補者」という。）として選定する。審査は 1 次審査と 2 次審査の 2 段階で行う。ただし、選定結果によっては、適格者なしとする場合もある。

審査基準は、「小金井市立公園等・環境楽習館の指定管理者選定基準」のとおりとする。

なお、指定管理者選定委員会は、委員 5 名で審査し、委員 1 人当たりの総合点は 2 0 0 点とし、総合点の合計は 1, 0 0 0 点とする。

18 1 次審査の方法及び結果通知

指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等により 1 次審査（書類審査）を行い、上位 3 位まで選定の上、その結果を以下のとおり通知する。1 次審査通過者に対しては、2 次審査の案内を併せて通知する。

(1) 審査結果通知日

令和 5 年 7 月 2 0 日（木）

- (2) 通知方法  
全者に電話及び文書にて通知する。
- (3) 審査の公開  
小金井市公の施設の指定管理者指定手続条例施行規則（平成18年規則第1号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第11条第4項に基づき、非公開とする。
- (4) 審査結果の説明  
選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。  
市は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

## 19 2次審査の方法及び結果通知

1次審査通過者は、1次審査結果通知に記載された日時及び場所において、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

- (1) 2次審査開催日  
令和5年7月26日（水）
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング実施方法  
ア 一人につきプレゼンテーション30分以内、ヒアリング20分程度とする。  
イ 提出資料を用いてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションでは、パワーポイント等の使用を可とし、プレゼンテーションに必要な機器は全て参加者側で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。なお、プレゼンテーション資料には参加者名を記載しないこと。  
ウ 総括責任者、現場責任者及び市民協働担当者（予定者）は必ず出席するものとし、必ず提案内容について、適切に回答できる者を出席させること。なお、共同事業体による参加の場合は、各団体1名以上出席するものとし、参加人数については、事前に市と調整すること。  
エ 2次審査に参加しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない場合がある場合は、速やかに市に連絡すること。
- (3) 審査の公開  
指定手続条例施行規則第11条第4項に基づき、非公開とする。
- (4) 候補者決定通知日  
令和5年8月9日（水）

(5) 通知方法  
全者に電話及び文書にて通知する。

(6) 審査結果の説明  
候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

## 20 指定管理業務に係る協定の締結

### (1) 協議

指定管理者選定委員会による選定結果を基に、市と候補者は、小金井市立公園等・環境楽習館の管理運営に関する基本協定書の締結に向けて、指定管理業務の細目について協議を行う。この場合、市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。

なお、当該候補者との協議が成立しない場合は、次点者を候補者として協議を行う。

### (2) 協定

令和5年第3回市議会定例会（令和5年10月予定）の議決後に、候補者を指定管理者として指定告示し、協定を締結する予定である。

協定について、指定期間中の総括的な事項を定めた小金井市立公園等・環境楽習館の管理運営に関する基本協定書と、各年度の業務内容及び指定管理委託料等を定めた小金井市立公園等・環境楽習館の管理運営に関する年度協定書を締結する。候補者が、共同事業体で参加する場合は、協定の締結時に共同事業体構成全団体の同意書を提出すること。

### (3) 協定が締結できない場合の措置等

候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがある。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

### (4) その他

協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方

が誠意をもって協議するものとする。

## 21 留意事項

### (1) 募集要項の承諾

参加者は、参加書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 参加者提出資料の取り扱い

市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取り扱うものとする。

#### ア 参加者提出資料の無効

参加者提出資料が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該参加者提出資料は無効とする。

- (1) 本募集要項の規定に違反した記載がされているもの
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) その他、設定した条件に満たしていない場合

#### イ 参加者提出資料内容変更の禁止

参加者提出資料は、提出された書類の内容を変更することはできない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

#### ウ 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は指定管理者の決定等必要な場合には、事業計画書等の内容を承諾なく無償で利用できるものとする。市は、選定を行う作業において必要な範囲で参加者提出資料の複製を作成できるものとする。

#### エ その他

- (1) 市は、必要と認めた場合、追加資料の提出を求めることができるものとし、その場合、参加者は速やかに提出すること。
- (2) 参加者提出資料は、返却しないものとする。
- (3) 参加者提出資料は、小金井市議会への資料提出又は小金井市情報公開条例に基づき、公表されることがある。

### (3) 重複提案の禁止

提案は、1団体につき1提案とし、複数の提案はできないものとする。

### (4) 参加の辞退

参加者は、指定管理者指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

### (5) 費用負担

参加に関して必要な費用は、全て参加者の負担とする。

- (6) 候補者が協定締結までに、参加資格等を喪失した場合や、協定書締結に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合がある。
- (7) 市ホームページ(入札契約情報)に掲載している「業務委託契約書(約款)」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加すること。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、本審査の日程や審査方法に変更が生じることがある。

## 22 指定管理者選定委員会委員及び市職員との接触禁止

本要項の公開日以降、説明会等、市が提供する機会等を除き、指定管理者選定委員会委員及び選定に係る市職員等に接触はできない(本件提案に関する質疑含む)。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

## 23 問合せ先

〒184-8504

小金井市本町六丁目6番3号

小金井市環境部環境政策課

電話番号 042-387-9860 (直通)

E-mail s040199@koganei-shi.jp

FAX 042-383-6577